



令和3年11月
農業委員会議事録

飯山市農業委員会



日 時 令和3年11月26日(金) 午前10時00分開会
場 所 飯山市役所 4階 全員協議会室

出席及び欠席者 別紙のとおり

議事録署名委員 議席番号 13番 石田 慶子 委員
議席番号 15番 小林 嘉之 委員

農地議案審議 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に
ついて



別紙

出欠	議席 番号	氏名	備考
出席	1	飛澤 正志	
出席	2	高橋 政宏	
出席	3	高澤 富士子	
出席	4	小野沢 純夫	
出席	5	栗林 俊男	
出席	6	増山 正一	
出席	7	小林 喜代春	
出席	8	清水 勝	
出席	9	春日 孝利	
出席	10	中原 義行	
出席	11	沼田 浩子	
出席	12	佐藤 弘子	
出席	13	石田 慶子	
出席	14	足立 久子	
出席	15	小林 嘉之	
出席	16	酒井 智恵子	
出席	17	齊藤 正人	
出席	18	廣瀬 公一	
出席	19	清水 敏明	
出席	20	松永 晋一	



事務局長	<p>皆さんお疲れ様です。先日の長野県農業委員会大会お疲れさまでした。今日は予定が詰まっておりますので、よろしくお願ひいたします。それでは11月の農業委員会総会を始めさせていただきます。松永会長挨拶をお願いいたします。</p>
会長	<p>おはようございます。今日はこのあと視察、そのあとは忘年会ということです。午前中から一日のコースなりますがよろしくお願ひいたします。また、先日は長野県農業委員会大会、大変お疲れさまでございました。天気予報によりますと、明日雪が積もるといふ予報がでていふことと、何かとせわしい中がございますがよろしくお願ひいたします。常設審議会で出た資料の内容を言っておきたいと思ひます。大会の中で、全国農業会議所の事務局長からも触れておられましたが、改正農業委員会法5年の見直しの議論がされていふこと、規制改革会議では、今までの農業委員の活動、最適化の活動の量的な把握が不十分である、といふこととございます。見直し期間は、最低でも2年間延長すること。またそのあとすべて農業委員会最適化活動の目標を定めるとともに、推進委員等が毎年度具体的な活動を記録し、農業委員会において評価を得る。その結果を公表する仕組みを構築する、といふことが明記されていふます。これを受けまして、農水省は8月31日に推進委員等の活動日数の目標を、年間180日、月平均15日、農地利用最適化の成果目標は、国が一定の条件で算定した数値、平成25年の集積率の2.5倍か90%、といふことと非常に高い目標値を考へていふます。それを受けまして、農業会議等でそれぞれ各県の意見を聞いたそうとす。9月8日にはそれを踏まえて、農業会議所が農水省と話をしました。今後は丁寧な検討により、目標を設定する必要があるといふこととで認識は一致しました。9月21日に農業会議所の会頭と農林副大臣が面談をしてその話をしました。9月22日に農業会議所は組織制度対策委員会が、国が一律して目標を定めるのではなく、農業委員会ごとに地域の実情に依じて主体的に目標を定め、目標を達成するといふ方向で対処することとで農水省に意見をしていく。と、決定をしたといふこととす。それを受けまして、10月13日とす、農水省の経営局長と全国農業会議所の専務理事で協議をして、活動量の目標数値は通知に記載しない、活動目標は農業委員会組織で主体的に設定する。と合意をしたといふこととす。その後閣議決定はされてなく、農水省からは通知はまだ出ていないが、そのうち出てくるといふこととす。活動が不十分だといふことを言っているのです。現在活動記録簿を作っていたとす、見本もお届けしてありますが、この記載方法を見直すのではないかといふこととす。法律的には農業委員会総会に参加した「人・農地プラン」の話し合いに向けて個別訪問をした、農地の現地確認をした「人・農地プラン」の話し合いに参加した、といふ法律制度に基づいた取り組みについては記載していただく。だいたいこんなことを書いていることが多いと思ひます。今後それプラス農地の見回り、例えば朝自分の畑に行く時に隣近所の畑を見る、朝田んぼに行く際</p>



	<p>に途中の農地の無事を確認した、途中の畑に建設残土などがあった、など。また仲間への声掛けということで、歩いていたらAさんに会い、来年からAさんの田を耕してほしいと頼まれた、〇〇さん自宅に来て、と、後継者の経営継承の話をした、電話で農地バンクの相談を受けた、こういうことも細かく書いて、活動をしているのだということ。自分が畑に行く時に田んぼを見ながら行って、無事を確認した。それも重要な活動だということを位置づける。そんなことで活動記録の欄を埋めていただきたいと農業会議所は考えているというわけです。これから冬に入り農地相談もありますが、それぞれ個別目標を設けて一年に何件か遊休農地になりそうなところをどうするのかという相談を受けながら、受け手に橋渡しをする活動がやはり基本的には重要なのだと思われます。また役員会などでどんな形で皆さんにお願いをしたらよいか、最適化推進委員も一年経つ中で様子もわかってきたと思います。あと残り任期2年ですがここで拍車をかけて活動していただきたいと思いますし、長くなりましたが挨拶にかえさせていただきます。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局より経過報告をお願いします。</p> <p>【事務局より資料に基づき経過報告】</p>
<p>議長</p>	<p>事務局より欠席委員の報告をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>欠席委員はなし。</p>
<p>議長</p>	<p>議事録署名委員の指名を行います。 飯山市農業委員会会議規則第8条第1項に規定する議事録署名委員ですが、こちらから指名させていただきます。</p> <p>それでは、議席番号13番 石田委員さん、15番 小林委員さんをお願いいたします。 これより、議事に入ります。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>今月の農地法第3条の許可申請は、1議案4件です。 議案第1号について、受付番号34番から37番は所有権の移転に関する件になります。</p> <p>【 所有権移転 受付番号34番～37番 議案書をもとに朗読と説明 】</p>



	<p>受付番号34番から37番は農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました それでは、担当地区の委員さんから補足をお願いします。 34番35番の補足説明をお願いします。</p>
12番	<p>〇〇さんが譲り受けた所は、上の土地と下の土地の両方に小屋が建っておりまして、家は〇〇さん(34番)と〇〇さん(35番)と、いとこの3人で壊したそうです。もうどうにもならないのだと亡〇〇さんの話は聞きました。それぞれ親戚の方が土地の値段は高いのだけれども請け負っていくしかないということです。34番、下の方の土地は、近所の〇〇さんが畑を使用しているため、その方に声をかけたが結局は譲受人の〇〇さんが受けたそうです。35番の方は、信濃平駅の近くの2枚の田については現在耕作されています。上の農地は荒れていてどうにもならない状態です。農地確認に行きましたが、荒れていてダメでした。右の方は何年か前には耕作していたそうですが、現在は原野のようになっている状態です。関さんに話した時に、もうどうにもならないので原野にしたらと提案したが、自分の所有になるので何年かしたらどうしようか考えたいとの話でした。</p>
6番	<p>(36番補足説明) 土地は荒れていて、買ってほしいという話があり買うことになったそうです。</p>
20番	<p>(37番補足説明) 〇〇さんの実家が木島にあり、メインの農地は木島です。〇〇さんは現在秋津に住んでいて、自宅前の土地を買い入れて耕作したいとのこと。耕作はされていないが、草刈りがされていてきれいになっている状態です。</p>
議長	<p>ご意見ご質問がありましたらお願いします。</p>
20番	<p>購入しても耕作せずに荒らしたままにしておくのは原則的にダメですよ。事務局いかがですか。</p>
事務局	<p>原則的にはダメです。</p>
議長	<p>荒らすために購入することは許可できないということです。</p>
事務局	<p>〇〇さん(36番)は自家用野菜を作るという話です。</p>
議長	<p>自家用野菜を作るという話ですが、それができる状態ではないでしょうか？</p>



6番	そうですね。ひどく荒れています。そこのまわりの土地も荒れている状態です。
11番	仕方なく購入したという事ですか？
6番	仕方なく購入したという事です。耕作ができるようなら作るとのことです。
議長	35番は大丈夫ですか？
12番	全て荒れています。資料では田になっているが、昔は段々田んぼだったところ。仕方なく親戚で持つしかないという事です。田はいいが、両方はダメで周りも全部ダメです。昔は段々田んぼだったから水路もあると思います。
11番	そこが原野になっても水路的にはまわりの田んぼも大丈夫なのですか？原野にしたことでそこが荒らされたら、水流に関してほかの田んぼに影響が出たら困ると思われます。
20番	非農地にするというのはどうでしょうか。
事務局	木が生えてどうにもならない土地を荒廃地、非農地という流れのなかで微妙ではありますが。非農地通知は、道路の状況、水路の状況とか総合的にみても耕作の見込みがないということも当然あります。ただ現状では耕作の見込みで申請が出てきているところもあり、申請を受けざるを得ない状況もあります。将来的に一向に耕作されずという事であれば後々は非農地という事もあるかと思えます。
議長	本来、農地法の趣旨からすれば耕作をしてもらわないと農地は渡してはいけないということです。今後こういう件がたくさん出てくると思われます。その場合どう対処するべきか、役員会で論議します。飯山市農業委員会として、耕作はしないが名義のみを変えるなど、認めるか認めないかを明確にしておく必要があります。ダメだとなれば、窓口では受け付けないということになります。皆さんはどう思いますか。
12番	35番の畑と段々田んぼがあったところは荒れていてもうどうにもならないので、非農地にしたほうがいいのかと提案したいところです。家のあった宅地は、宅地として買っていて、宅地である以上畑にするわけにはいかないですね。
議長	田はすべて作れる状態ですか？



12番	2枚だけです。耕作をされている人なので、その田も使用するとのことです。
16番	もしここで許可がされなければ、土地の所有者がいなくなってしまうと、これからそういう土地が増えてきたときに、誰かがここはこうしようとかできるのですか？
議長	所有者がいなくなると誰のものになるのか。
事務局	国庫に入るとか言われていますが、農水省のものになるということはないです。民法で定められていて、相続人のいない財産については法人とするとなっています。処分ができないとなると、登記はそのままになります。誰のものでもないのです。
議長	すぐに結論を出さなくても、農業委員会として、農地法上は耕作の可能性がない農地は農地として認められない。耕作できる土地は認める。認められない土地は非農地通知出すので、と弁護士に話をしたらどうでしょうか。
事務局	いったん保留にして話をしてみましようか。
議長	それが農業委員会のあるべき姿だと思います。弁護士であろうと誰であろうと、全部耕作をする義務を負っている、そういう人に農地を渡すということです。
16番	〇〇さん(35番)はいずれ何かをやらうとおっしゃっていたということですが、本当に何かをやるつもりなのか一応確認しないといけませんね。
12番	段々田んぼのところは、小規模ななんとかという制度が応用してきて、補助金など有意義な条件になるということです。
議長	農地として売買ができるように、もう一度弁護士と話をしていただきたい。
事務局	34番ですが、格納庫のようなものがあるので、4条の届け出を出してもらったうえで審議にかけたいと思います。35番については、いったん保留にしてもう一度〇〇さんに確認します。耕作の意思があるのか、もしくは一部は非農地という扱いをしながら完全に耕作をするものだけを申請してもらおうなど相談します。完全に耕作ができない農地については、非農地なりということによろしいでしょうか。相続財産管理人に対して送ります。
議長	きちんと整理をしてもらった方が買った方の人のためにもなると思います。このまま農地として購入しても、〇〇さんが改めて申請するようにな



<p>議 長</p>	<p>ってしまいます。〇〇さんも耕作できないような土地を購入しても同じ。 他にご意見ご質問等がありましたらお願いします。 ないようでしたら採決をいたします。 受付番号36番37番については申請どおり賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 34番35番については保留ということで賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。</p>
<p>事務局</p>	<p>次に議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>農地法第5条の許可申請は1件。 【受付番号 13番 議案書をもとに朗読と説明】</p>
<p>議 長</p>	<p>13番補足説明をお願いします。</p>
<p>4 番</p>	<p>先月の議案にありました住宅の転用の住宅地の通路が必要ということで申請がありました。5条申請に問題ないと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>ご意見ご質問がありましたらお願いします。よろしいですか。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは採決いたします。議案第2号 農地法第5条の許可申請について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>続いて議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>【 貸借 (経営基盤法) 受付番号 356番～401番 所有権移転 (経営基盤法) 受付番号 402番～406番 議案書をもとに朗読と説明】 以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>



議長	<p>ありがとうございました。何かご意見ご質問等がありましたらお願いします。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。</p>
議長	<p>次に報告事項に入ります。 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」は、報告事項ですので、それぞれお読みいただいて、何かご質問があればお願いします。</p> <p>よろしいですか。それでは以上をもちまして、農地議案審議を終了いたします。</p>



以上をもって議事の顛末を記載し、議事録に相違ないことを証明するため署名します。

議事録署名人

議 長 _____ 松永 晋一

1 3 番 _____ 石田 慶子

1 5 番 _____ 小林 嘉之